

玉名都市計画道路の見直しについて

【見直し素案】

修正箇所公表

○修正箇所

1. 理由書
2. 総括図

令和4年10月

玉名市建設部都市整備課

理 由 書

※修正した箇所を赤字で表示しております。

● 3・4・4号 寺畑山田線

3・4・4号寺畑山田線は、一般県道寺田岱明線から築地立願寺線へのアクセス道路として、昭和38年に都市計画決定された都市計画道路です。

臨海工業都市発展のため、これに適応する宅地造成と交通の円滑化を目的とした都市基盤施設として計画された路線ですが、臨海工業都市としての計画が停滞したことから、交通輸送機能を確保する機能・役割といった必要性が低下しており、並行路線（玉名駅平嶋線、玉名駅立願寺線）での機能代替が可能であることから、都市計画決定を廃止します。

● 3・5・6号 後田横町線

3・5・6号後田横町線は、玉名駅立願寺線から立願寺横町線へのアクセス道路として、昭和26年に都市計画決定された都市計画道路です。

臨海工業都市発展のため、これに適応する宅地造成と交通の円滑化を目的とした都市基盤施設として計画された路線ですが、臨海工業都市としての計画が停滞したことから、交通輸送機能を確保する機能・役割といった必要性が低下しており、並行路線（玉名駅下町線、寺田岱明線）での機能代替が可能であることから、都市計画決定を廃止します。

● 3・5・7号 立願寺南岩原線

3・5・7号立願寺南岩原線は、玉名駅立願寺線から後田横町線へのアクセス道路として、昭和26年に都市計画決定された都市計画道路です。

臨海工業都市発展のため、これに適応する宅地造成と交通の円滑化を目的とした都市基盤施設として計画された路線ですが、臨海工業都市としての計画が停滞したことから、交通輸送機能を確保する機能・役割といった必要性が低下しており、並行路線（立願寺横町線、玉名駅立願寺線、繁根木玉名線）での機能代替が可能であることから、既に整備が完了している区間を残し、立願寺横町線から南側の区間約730mを廃止します。

● 3・4・13号 高瀬大橋中線

3・4・13号高瀬大橋中線は、一般県道寺田岱明線から下河原尾崎線へのアクセス道路として、昭和49年に都市計画決定された都市計画道路です。

寺田岱明線の混雑緩和、国鉄裏一帯の開発道路とするため、また旧岱明町との広域的な都市交通道路網の整備を図るために計画されましたが、旧国鉄裏の開発はほぼ完了した現在、大きな混雑は見られず、並行路線（小浜繁根木線）での機能代替が可能であることから、既に整備が完了している区間を残し、高瀬大橋から繁根木川までの区間約1,110mを廃止します。

